平成２１年（フ）第１７０号
長野県上田市上田原865番地、住民票上の住所長野県上田市上田原849番地２
債務者　中川登美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１７７号
長野県上田市保野1073番地
債務者　山内　和美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８１号
長野県上田市上田原1477番地17
債務者　各務　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８２号
長野県上田市仁古田1109番地２
債務者　春原　房子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３３０号
兵庫県伊丹市下河原３丁目４番44号、前住所大阪府大阪市西淀川区姫島１丁目24番26号グランソシエ姫島501号室
債務者　上平　洋子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１７号
富山市月見町５丁目14番地　市営住宅377号
債務者　安藤　雅張
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２４号
富山市田中町１丁目６番59―503号ルミナス富山
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８号
兵庫県淡路市中田474番地
債務者　谷　　勇志
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第６２号
高知県宿毛市小深浦箕ノ腰499番地１、住民票上の住所高知県宿毛市小深浦484番地
債務者　長田　立子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６４号
高知県宿毛市小筑紫町伊与野437番地１
債務者　苅田　孝進
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６５号
高知県宿毛市小筑紫町伊与野437番地１
債務者　苅田　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６７号
高知県四万十市蕨岡甲307番地１
債務者　大西　久美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第１６２号
沖縄県うるま市字赤道11番地５　又吉アパート203号
債務者　安里　文子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１６７号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江370番地１　照屋アパートＡ―２
債務者　喜友名千津枝
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３１号
熊本市島町４丁目13番22号
債務者　郡　　照子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５２０号
熊本市京町本丁10番11号
債務者　治久丸公喜
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６８号
熊本市御領６丁目４番７号　星輝ビル303号
債務者　嶽本　　幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部